

診療所における届出による病床設置について

1 病床設置における法令上の取扱いについて

医療法（以下「法」という。）では、診療所に病床を設けようとするときは、知事の許可を受けなければならない旨規定されているが、病床過剰地域では公的医療機関等の病床規制又はそれ以外の医療機関は知事勧告の対象となり、原則として病院・有床診療所の開設及び増床の許可はできない。

ただし、法ではこの取扱いの例外として、次に掲げる病床設置が認められている。

- ①知事が、医療審議会の意見を聴いて、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所等として認めるものに療養病床又は一般病床（以下「療養病床等」という。）を設けようとするとき。
- ②知事が、医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床等を設けようとするとき。

さらに、①は次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であるとされている。

- ア 在宅療養支援診療所の機能
- イ 急変時の入院患者の受入機能（年間 6 件以上）
- ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の 1 割以上）
- オ 当該診療所内において看取りを行う機能
- カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間 30 件以上）
- キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

2 趣旨

このたび、医療法人京回生会から同法人が開設している京内科クリニックにおける上記の「病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能」を担う病床設置の事前計画書の提出があったことから、別紙「届出による病床設置取扱要領」に基づき、医療審議会に諮問する前に、今後必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があるため、本日の地域医療構想調整会議で協議を行うものである。